

事 務 連 絡
平成31年2月25日

各都道府県・指定都市教育委員会労働安全衛生主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

職場における風しんの追加的対策について

標記の件について、別添1のとおり厚生労働省健康局健康課長及び結核感染症課長より関係機関への周知依頼がありましたので、お知らせします。

については、職場における風しんの追加的対策について特段の配慮をお願いします。

また、厚生労働省が今般の風しんの追加的対策にかかるホームページを開設しておりますので、併せて参照されますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会労働安全衛生主管課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課においては所轄の学校法人に対して、各国立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課、各公立大学法人担当課、文部科学大臣所轄各学校法人担当課及び大学を設置する各学校設置会社担当課においてはその設置する学校（専修学校を含む。）に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社に対して、各都道府県専修学校各種学校主管課及び各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課においては所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課においては所管の学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては域内の市区町村認定こども園主管課並びに所轄の認定こども園に対しても、このことについて周知されるようお願いいたします。

なお、職場における風しんの追加的対策については、別添2及び別添3のとおり、総務省

から各都道府県・指定都市総務部及び人事委員会に対して依頼されていますので、申し添えます。

【添付資料】

別添1：「職場における風しんの追加的対策について」（平成31年2月22日付け厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）

別添2：「職場における風しん対策の取組について」（平成31年2月21日付け総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長通知）

別添3：「職場における風しんの追加的対策について」（平成31年2月8日付け総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室事務連絡）

※別添の別紙2，別紙3，別紙4省略

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/buhyu/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

(問合せ先)

厚生労働省健康局結核感染症課

電話：03-3595-2263(直通)

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課企画調整係

電話：03(6734)4950(直通)

健健発 0222 第 11 号
健感発 0222 第 7 号
平成 31 年 2 月 22 日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

職場における風しんの追加的対策について

この度、予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第20号)及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第9号)が公布・施行され、別紙1の「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」(平成31年2月1日付け健発0201第2号厚生労働省健康局長通知)のとおり、都道府県等に対し周知したところです。

今般の予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)の改正により、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(以下「対象男性」という。)が風しんに係る定期の予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。)の対象者として追加され、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)の改正により、対象男性から「風しんの抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体価があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められたもの」を除くこととされたことから、対象男性にはまず風しんの抗体検査を受けていただく必要があります。

対象男性には、市区町村からクーポン券を送付し、本年4月以降に順次到達することになります。特に、1年目(～平成32年3月)は、対象男性のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して、市区町村からクーポン券を送付する予定です。

また、対象男性が働く世代であることから、厚生科学審議会の議論を踏まえ、昨年12月に取りまとめた別紙2の「風しんに関する追加的対策」においても、毎年職場で受診する定期の健康診断の機会等に風しんの抗体検査を受けることが可能となるよう、利便性の向上を図ることとしております。

これを受け、対象男性がクーポン券を提示することにより、職場等において、無料で抗体検査を受検することが可能となるよう、本年4月以降全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関等(以下「医療機関等」という。)が集合契約を締結するなどの環境整備を進めていくこととしております。

つきましては、下記のとおり御協力いただきたい事項を取りまとめましたので、関係機関

等への周知について特段の配慮をお願いします。

記

1. 対象男性である職員が定期の健康診断を受ける際に、風しんの抗体検査を受けることができるよう配慮いただきたい。
2. 対象男性である職員の風しん抗体検査の受検機会拡大の観点から、健診実施機関において風しんの抗体検査が実施可能であることを確認する等、定期の健康診断と同一機会に市区町村事業による風しんの抗体検査を受けることができるよう配慮いただきたい。
3. 対象男性である職員に対し、以下の点を別紙3のリーフレット等を活用して周知し、当該検査の受検を呼びかけていただきたい。
 - ・ 風しんは感染力の強い感染症であり、妊婦に感染すると、眼や耳等に障害をもつ先天性風しん症候群(CRS)の子どもが生まれる可能性があることから、組織的に感染を防止する必要があり、風しんの抗体検査及び定期の予防接種を受けていただくことは重要であること。
 - ・ 定期の健康診断と同一機会に行われる風しんの抗体検査は、無料で受けられること。
 - ・ 風しんの抗体検査の受検には、市区町村から送付されるクーポン券の提示が必要であること。
 - ・ 風しんの抗体検査の結果、十分な量の抗体を保有していないことが判明した場合は、風しんに係る定期の予防接種を受けるよう努めなければならないこと。
4. 対象男性である職員が風しんの抗体検査及び定期の予防接種を受けるために医療機関等の受診を希望した場合は最大限配慮いただきたい。

健発 0201 第 2 号
平成 31 年 2 月 1 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 20 号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 9 号）については、本日別紙 1 のとおり公布され、施行された。改正の概要は下記のとおりである。

また、これに伴い、別紙 2 のとおり「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」を改正する。

貴職におかれては、これらについて貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。以下同じ。）へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、第 25 回厚生科学審議会感染症部会（平成 30 年 6 月 15 日開催）及び第 23 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（平成 30 年 8 月 8 日開催）において了承された、風しんに関する特定感染症予防指針（平成 26 年厚生労働省告示第 122 号）の一部改正については、風しんに係る状況に変化があったことを踏まえ、第 29 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会・第 30 回厚生科学審議会感染症部会（合同開催）（平成 31 年 1 月 28 日開催）において当分の間据え置くことが決定されたことを申し添える。

記

第一 予防接種法施行令の一部を改正する政令について

1 改正の概要

風しんに係る定期接種については、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 1 条の 3 第 1 項の規定により、幼少期にある者を対象に、予防接種を受ける機会を確保している。

昨年7月以降の風しんの発生状況等を踏まえ、厚生労働省として昨年12月に取りまとめた風しんの追加的対策に基づき、予防接種法施行令の一部を改正し、平成34年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた（現在39歳から56歳）男性を、風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加することを規定する。

2 施行期日

公布の日（平成31年2月1日）

第二 予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

上記政令改正により、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんに係る定期の予防接種を行うことに伴い、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）を改正し、追加的対策に係る予防接種を風しんの第5期予防接種とし、その対象者から除かれる者として、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められる者を規定する。

また、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）を改正し、風しんの第5期予防接種について、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用すること及び接種量を0.5ミリリットルとすることを規定する。

2 施行期日

公布の日（平成31年2月1日）

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

- 3 法第五条第一項の政令で定める者については、平成三十四年三月三十一日までの間、第一条の三第一項の表風しんの項中
- 「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
 - 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
 - とあるのは、「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
 - 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの」とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

第十五条 (略)	改正後	第十五条 (略)
	改正前	

○厚生労働省令第九号
 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の三の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十一年二月一日
 厚生労働大臣 根本 匠
 予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令
 （予防接種法施行規則の一部改正）
 第一条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

第十五条 (略)	改正後	第十五条 (略)
	改正前	

第一条 予防接種実施規則の一部改正
 第二条 予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

<p>第十六条 令第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者については、平成三十四年三月三十一日までの間、第二条中「五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかかな者」とあるのは、「五の麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者」に「二 風しんに係る予防接種の対象者（令附にあつては、妊娠していることが明らかかな者）」を加え、第三条の規定による読替え後の令第一条の三第一項風しんの項第三号に規定する者に限る。」にあつては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要があると認められる者」と、同条第九号中「第二号から第六号まで」とあるのは、「第二号から第六号まで（第五号の二を除く。）」とする。</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

第十五条 (略)	改正後	第十五条 (略)
	改正前	

第一条 麻しん及び風しんの第三期予防接種
 第二条 令附則第二項において読み替えて適用する令第一条の三第一項（以下「読替え後の令第一条の三第一項」という。）の規定による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(削る)

- 第二条 (略)
- 第三条 (略)
- 第四条 (略)

(風しんの第五期予防接種)

第五条 令附則第三項において読み替えて適用する令第一条の三第一項の規定による風しんの第五期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

2| 読替え後の令第一条の三第一項の規定による風しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3| 読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第二期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(麻しん及び風しんの第四期予防接種)

第三条 読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2| 読替え後の令第一条の三第一項の規定による風しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3| 読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

- 第四条 (略)
- 第五条 (略)
- 第六条 (略)

(新設)

定期接種実施要領 新旧対照表

別紙 2

改正後	現行
<p>第1 総論</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象者等に対する周知</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 近年、定期接種の対象者に外国籍の者が増えていることから、<u>多言語（日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語等）</u>による周知等に努めること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 予防接種実施状況の把握</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>風しんの第5期の定期接種の対象者への接種勧奨</u></p> <p><u>風しんの第5期の定期接種の対象者について、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者のうち未接種者については、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生しうる副反応及び接種対象である期間について周知した上で、本人への個別通知等を活用して、接種勧奨を行うこと。</u></p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 対象者の確認</p> <p>接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。</p> <p><u>風しんの第5期の定期接種の実施に当たっては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は定期接種の対象外となるため、対象者に抗体検査の結果の提示を求める等の方法により、接種の対象者を確認すること。</u></p>	<p>第1 総論</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象者等に対する周知</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 近年、定期接種の対象者に外国籍の者が増えていることから、<u>英文等</u>による周知等に努めること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 予防接種実施状況の把握</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 対象者の確認</p> <p>接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。</p> <p>なお、接種回数を決定するに当たっては、次のことに留意すること。</p>

(注) 風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価の基準は、別表1に掲げるとおりである。

なお、接種回数を決定するに当たっては、次のことに留意すること。

(1)、(2) (略)

9 予診票

(1) 乳幼児や主に小学生が接種対象となっている定期接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症又は水痘）については様式第二予防接種予診票（乳幼児・小学生対象）を、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が既婚者の場合については様式第三ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴する場合、受ける人が既婚の場合）を、接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を、インフルエンザの定期接種については様式第五インフルエンザ予防接種予診票を、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種については様式第六高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票を、B型肝炎の定期接種については、様式第八B型肝炎予防接種予診票を、風しんの第5期の定期接種については、様式第九風しんの第5期の予防接種予診票を、それぞれ参考にして予診票を作成すること。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

(2) 作成した予診票については、風しんの第5期の定期接種、インフルエンザの定期接種及び高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種を除き、あらかじめ保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。

(1)、(2) (略)

9 予診票

(1) 乳幼児や主に小学生が接種対象となっている定期接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症又は水痘）については様式第二予防接種予診票（乳幼児・小学生対象）を、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が既婚者の場合については様式第三ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴する場合、受ける人が既婚の場合）を、接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を、インフルエンザの定期接種については様式第五インフルエンザ予防接種予診票を、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種については様式第六高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票を、B型肝炎の定期接種については、様式第八B型肝炎予防接種予診票を、それぞれ参考にして予診票を作成すること。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

(2) 作成した予診票については、あらかじめ保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。

(3) (略)

10～19 (略)

20 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

(1) (略)

(2) ア (ア)、 (イ) (略)

(ウ) (ア) 又は (イ) の疾病に準ずると認められるもの

(注) 上記に該当する疾病の例は、別表2に掲げるとおりである。ただし、これは、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということを意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。

イ、ウ (略)

(3)～(5) (略)

21～24 (略)

第2 各論

1 (略)

2 麻疹又は風しんの定期接種

(1) 対象者

ア、イ (略)

ウ 風しんの第5期の予防接種は、原則、乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンにより、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く）に対し、1回行うこと。

(2)、(3) (略)

(4) 風しんの第5期の予防接種における休日・夜間における接種機会の確保

風しんの第5期の予防接種については、被接種者の利便性向上の観点から、休日・夜間にお

(3) (略)

10～19 (略)

20 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

(1) (略)

(2) ア (ア)、 (イ) (略)

(ウ) (ア) 又は (イ) の疾病に準ずると認められるもの

(注) 上記に該当する疾病の例は、別表に掲げるとおりである。ただし、これは、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということを意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。

イ、ウ (略)

(3)～(5) (略)

21～24 (略)

第2 各論

1 (略)

2 麻疹又は風しんの定期接種

(1) 対象者

ア、イ (略)

(2)、(3) (略)

ける接種機会を確保するよう努めること。

3～11 (略)

別表 1

別表 1

測定キット名 (製造販売元)	検査方法	抗体価 (単位等)
風疹ウイルスHI 試薬「生研」 (デンカ生研株式会社)	赤血球凝集抑制法 (HI 法)	8倍以下 (希釈倍率)
R-HI 「生研」 (デンカ生研株式会社)	赤血球凝集抑制法 (HI 法)	8倍以下 (希釈倍率)
ウイルス抗体 EIA 「生研」ルベラ IgG (デンカ生研株式会社)	酵素免疫法 (EIA 法)	6.0未満 (EIA 価)
エンザイグノスト B 風疹/IgG (シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社)	酵素免疫法 (EIA 法)	15未満 (国際単位 (IU) /ml)
バイダス アッセイキット RUB IgG (シスメックス・ピオメリー株式会社)	蛍光酵素免疫法 (ELFA 法)	25未満 (国際単位 (IU) /ml)
ランピア ラテックス RUBELLA (榎東製薬工業株式会社)	ラテックス免疫比濁法 (LTI 法)	15未満 (国際単位 (IU) /ml)
アクセス ルベラ IgG (ベクマン・コールター株式会社)	化学発光酵素免疫法 (CLEIA 法)	20未満 (国際単位 (IU) /ml)
i-アッセイ CL 風疹 IgG (株式会社保健科学西日本)	化学発光酵素免疫法 (CLEIA 法)	11未満 (抗体価)
BioPlex MMRV IgG (バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社)	蛍光免疫測定法 (FIA 法)	1.5未満 (抗体価 AI*)
BioPlex ToRC IgG (バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社)	蛍光免疫測定法 (FIA 法)	15未満 (国際単位 (IU) /ml)

* 製造企業が独自に調整した抗体価単位
(測定キットについては今後追加の可能性有り)

別表 2 (略)

様式第一 ～ 様式第八 (略)

様式第九

3～11 (略)

別表 (略)

様式第一 ～ 様式第八 (略)

